公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年一月五日

東北経済産業局長　数井　寛

一　件名

1　気仙沼市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　相馬ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十二年一月二十八日午後二時から

2　前号2の事案　平成二十二年一月二十九日午後二時から

三　場所

1　第1号1の事案　気仙沼市民会館（宮城県気仙沼市笹が陣四番地二号）

2　第1号2の事案　原町商工会議所大会議室（福島県南相馬市原町区橋本町一丁目三五番地）

四　事案の要旨

1　第1号1の事案　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係わる繰延償却終了に伴う総原価の見直し。）

2　第1号2の事案　一般ガス供給約款の変更（熱量変更の実施に伴い総原価を見直し、ガス料金を平均八・七〇％引き上げ及び新たな原料調整制度の導入。）

3　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）及び第一号1の事案については気仙沼市（宮城県気仙沼市西みなと町五七番地）、第1号2の事案については相馬ガス株式会社（福島県南相馬市原町区青葉町二丁目三番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に第1号1の事案については「気仙沼市（一般ガス）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して平成二十二年一月十三日、第1号2の事案については「相馬ガス（一般ガス）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して平成二十二年一月十四日までに、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べるこのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び第1号1の事案については「気仙沼市（一般ガス）関係公聴会傍聴希望」、第1号2の事案については「相馬ガス（一般ガス）関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第1号1の事案については平成二十二年一月十三日、第1号2の事案については平成二十二年一月十四日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第1号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

○○申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二十一年十二月二十五日（金）

○1　一般案件

1、独立行政法人の抜本的な見直しについて（決定）（内閣府本府）

1、政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（決定）（内閣府本府）

1、平成二十二年度税制改正大綱の一部改正について（決定）（財務省・内閣官房・総務省）

1、平成二十二年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（了解）（内閣府本府）

1、平成二十二年度一般会計歳入歳出概算について（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条及び公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第17条第2項の規定によりなお従前の例によるとされている改正前の公認会計士法第31条の規定に基づき、平成21年12月25日付で平成22年1月4日から平成22年2月3日までの1ヶ月間の業務停止処分を行ったので、公認会計士法第34条第3項の規定に基づき公告する。

平成22年1月5日

金融庁長官　三國谷勝範

記

公認会計士　鹿谷　政則　昭和27年5月2日生

公認会計士登録番号　第8443号

現住所　東京都武蔵野市吉祥寺東町1丁目11番15号

登録割賦購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

特定商取引に関する法律及び割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第37号）第1条の規定による改正前の割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年1月5日

経済産業大臣　直嶋　正行

名　称	秋田信用販売株式会社
本店の所在地	秋田県大仙市大曲大町4―43
登録番号	第113号
営業廃止年月日	平成21年11月30日